

見附市つながり移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 見附市つながり移住支援金に関する報告及び立入調査について、見附市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 見附市つながり移住支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、見附市が、住民基本台帳の登録状況等の調査による所在地確認や就業先への調査等による就業状況確認等を実施することについて、同意します。
- 3 以下の場合には、見附市つながり移住支援金交付要綱第 7 条の規定に基づき、速やかに見附市に報告し、つながり移住支援金の全額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合
 - (2) 見附市つながり移住支援金交付要綱に違反していることが認められた場合
 - (3) 移住者が、見附市への転入から 3 年未満に見附市以外の市区町村に転出した場合